

総会議事運営規程

(総則)

第1条 公益社団法人茨城県理学療法士会の総会の議事運営は、定款及び、この規程の定めるところとする。

(議事運営委員会)

第2条 議事運営委員会は、総会を公正かつ円滑に運営するために設置する。

- 2 議事運営委員会は、理事1名、社員2名、事務局員1名の4名で構成する。
- 3 議事運営委員長は、社員より選出された議事運営委員の中から互選により選出する。
- 4 議事運営委員会は、総会の時間配分・採決方法・動議の取扱い等を議長に上申することができる。
- 5 議事運営委員会は、総会中の入退者の管理をする。

(議事運営委員)

第3条 議事運営委員のうち、社員は総会において立候補により選出し、事務局員は会長が指名する。なお、社員立候補者が3名を超えた場合は、くじにより決定する。立候補がない場合は理事会が推薦し総会の承認を得る。

- 2 議事運営委員の任期は、選出された定時総会終了後から次回の定時総会終了までとする。
- 3 任期の途中で議事運営委員に欠員が生じた場合は、会長の指名により補充する。

(進行)

第4条 議長決定まで、並びに議長解任後の進行は、会長が指名した者があたる。

(議長選出)

第5条 議長は正議長、副議長の2名とする。

- 2 選出方法は、社員よりそれぞれ立候補者を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は社員の举手により選出する。立候補がないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

(議長の責務)

第6条 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持しなければならない。

- 2 議長は、指示に従わない者の発言停止、議場退席をさせることができる。
- 3 議長は、総会の承認を得て、議事記録のため、書記2名、議事録署名人2名を任命する。
- 4 議長は、議事の前に議事運営委員を紹介する。
- 5 議長は、討論の際に反対者、賛成者の順で交互に発言させるように努めなければならない。
- 6 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任する。
- 7 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その責務を代行する。

(定足数)

第7条 進行者は、出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。

2 第8条及び第9条に定める議決権を行使する旨の届けを提出した者は、出席したものとみなす。

(書面議決)

第8条 やむを得ず総会を欠席する社員は、定款第18条第1項に定めるところにより、議決権行使書（別表1）を提出することで、議決権を行使することができる。

- 2 議決権行使書の提出締め切りは、総会開催2日前の17時必着とし、提出は郵送により行う。
- 3 議決権行使書の提出先は、公益社団法人茨城県理学療法士会議事運営委員会とする。

(議決権の代理行使)

第9条 やむを得ず総会を欠席する社員は、定款第18条第1項に定めるところにより、委任状（別表2）を提出することで、議決権を行使することができる。

- 2 委任を受けた者（以下、「受任者」という。）は、総会当日、受付において委任状および代議員証、会員証又はこれらに準ずる本人確認可能な書類（公的機関が発行した受任者の顔写真入りの各種免許証、証明書等）を提出し、議事運営委員会の承認を得なければならない。
- 3 受任者が受任できる数は1人とする。
- 4 受任者が委任された委任状をもって再度他の者に委任することはできない。
- 5 議事運営委員長は第1項及び第2項の手続きを経て正規に受任者となった社員氏名を議長へ報告し、議長は総会出席者に適宜報告する。
- 6 受任者による議決権の不統一行使は、これを認める。

(議題)

第10条 総会の開催日時、場所及び議題等について、総会の日の14日前までに通知する。

- 2 総会開催日が決定したら議事運営委員会を開催する。

(動議)

第11条 動議の種類は次の通りとする。

(1) 議案の修正等に関する動議

あらかじめ提出された総会議案の修正や猶予などを提案するもの。

(2) 議事運営等に関する動議

議事進行、休憩、散会、議長不信任などを提案するもの。

- 2 動議提案には、総会出席社員の2名以上の賛同を要する。

(討議)

第12条 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。

- 2 発言者は議長の許可を得なければならない。

- 3 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。

(採決)

第13条 議長は採決を行うとき、議案の内容と採決方法を明確に告げなければならない。

- 2 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
- 3 採決は、次の方法の一つとする。
 - (1) 拍手
 - (2) 興奮
 - (3) 起立
 - (4) 無記名投票
 - (5) 記名投票
- 4 会議の議事は、定款で別に定められた場合を除き、正議長を除く社員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、正議長の決するところによる。
- 5 議案の修正等に関する動議についての採決は、議決権行使書を含めない。
- 6 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
- 7 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。

(オブザーバー及び傍聴者)

第14条 情報公開の一環として、総会に正会員及び名誉会員のオブザーバー又は傍聴者としての参加を認める。

- 2 オブザーバーとして総会に出席を希望する正会員及び名誉会員は、総会開催3日前の17時までに議事運営委員会にメール又はFAXでその旨を届け出て許可を受けなければならない。ただし、会長が認めた正会員及び名誉会員は、議事運営委員会に事前の届け出なしで総会へオブザーバーとして出席することが出来る。
- 3 総会当日、会場に入室する際、必要事項を備え付けの帳簿に記入しなければならない。
- 4 オブザーバーは、各ブロック5名以内とする。
- 5 オブザーバーは、総会において議決権が有しないが発言権は有する。
- 6 傍聴者は、総会に出席することができるが、議決権及び発言権は有しない。
- 7 オブザーバー及び傍聴者は、指定された席に着座し、議場には入ることができない。
- 8 オブザーバー及び傍聴者が前項の指定された席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (2) みだりに前項の指定された席を離れないこと。
 - (3) 議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
 - (4) 静粛を旨とし、代議員と会話をする等、議事の妨害になるような行為をしないこと。
 - (5) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - (6) 写真や動画の撮影又は録音等をしてはならない。
- 9 オブザーバー及び傍聴者が議長の指示に従わない場合は、議長は、オブザーバー及び傍聴者に場外への退場を命じることが出来る。
- 10 オブザーバー及び傍聴者の旅費等は、原則として自己負担とする。

(選挙)

第15条 役員選挙については、別に定めるところによる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、直近の総会に報告しなければならない。

附則

- 1 この規程は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 議事運営規定（平成11年4月1日）は廃止する。
- 3 この規程は、平成30年8月31日一部改正により施行する。

別表 1

(公社) 茨城県理学療法士会

第 回定時総会 議決権行使書

私は、平成 年 月 日（ ）開催の第 回定時総会に出席できません。
下記の通り、書面にて議決権を行使いたします。

第 1 号議案

賛成 · 反対

第 2 号議案

賛成 · 反対

第 3 号議案

賛成 · 反対

第 4 号議案

賛成 · 反対

*議決権行使書提出期日： 年 月 日（ ） 時 分まで

メール添付 (PDF) または郵送に限る

年 月 日

会員番号 _____

氏 名 _____ (印) (ブロック)

[欠席理由：]

- * 「賛成」「反対」いずれにも○をつけた場合には、無効とみなします
- * 「賛成」「反対」いずれにも○がつけられていない場合には、総会の決議に委任したものとみなします

別表 2

委任状

私は、代議員の 氏（会員番号）を

代理人と定め、平成 年 月 日（ ）開催の第 回定期総会に関する

一切の権限を委任します。

年 月 日

公益社団法人茨城県理学療法士会 殿

地区ブロック

会員番号

氏名（自署）

印

*受任者は代議員に限ります。

・「議長」など事前に受任者が特定できない代議員への委任はできません。

・委任先が白紙のときは会長宛の委任状とします。

本委任状は、標記総会の閉会と同時に効力を失います。